

【前期 第三問】

被告人 X は平成 23 年 11 月 15 日、2 日後に甲らが多数の子分を擁して X らに斬り込みをかける計画を有しているのを察知した。

翌日 17 時ころ、機先を制して一騎打ちで勝負をし、甲を殺害したのち自殺する覚悟で、甲を呼び出した X は、呼び出し場所である交差点に現れた同人の背後に駆け寄りざま、所携の弾丸 4 発を装填した拳銃で、同人の背後から 2 発を射ち（行為 α）、さらに抵抗力を失って路上に倒れた同人に対して残りの弾丸を連続発射し、4 発中全部を同人の左背部、左側頸部、胸部、腹部に命中させ、よって同人をして、左背部から右前胸部に貫通する銃創ほか入院加療約 2 か月を要する傷害を負わせた。

なお、行為 α の際、1 発目は甲の身体を貫通したのち、さらに通行人乙の左腹部に命中し、よって、同人をして、左腹部盲貫銃創に起因する失血のため、1 時間後死亡させた。X は、乙に弾丸が命中したことを認識していなかった。さらに、興奮のあまり弾丸を使い切ってしまったため、現場で自殺するという当初の企図に及べず、立ち去った。当時、現場付近は小雨により薄暗く、信号機以外に街灯など照明物は設けられておらず、通行人は、X、甲、乙のほかに目撃者 1 名がいる程度であった。

X の罪責を論ぜよ。ただし、特別法は検討しないこととする。

参考裁判例：最高裁判所昭和 53 年 7 月 28 日第三小法廷判決  
広島地方裁判所呉支部昭和 45 年 11 月 17 日判決  
東京高等裁判所昭和 25 年 10 月 30 日判決